

こども家庭ソーシャルワーカー

『資格登録の手引』

こども家庭庁認定こども家庭ソーシャルワーカー資格研修認定・試験・資格登録機関

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター

＜はじめに＞

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を輩出することを目的に設立された認定資格です。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の1つとしても位置付けられています。

なお、こども家庭ソーシャルワーカーはこども家庭庁が管轄している認定資格で、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが研修認定・試験・資格登録機関としてこども家庭庁長官の認定を受け、試験の実施や資格の登録、研修実施団体の認定などを行っています。

こども家庭ソーシャルワーカー資格は、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが認定した研修を修了し、資格認定試験に合格したうえで資格登録申請をすることで認定されます。

資格登録については、以下の登録手続き等をよく読んでお手続きください。

1 試験概要

- (1) 登録資格要件（2 登録資格要件参照）を有している場合は、センターに登録の申請をし、登録簿に登録されることにより「こども家庭ソーシャルワーカー」としての名称を使用できることになります。
- (2) センターが定める規程による2 登録要件（3）に示す欠格事項に該当していると登録を受けることはできません。なお、欠格事項に該当するにも関わらず適正な申請によらず登録を受け、その登録が虚偽または不正の事実に基づく登録に該当した場合は、その登録は取り消されます。
- (3) センターは上記資格登録及び資格取り消しを審議するために、登録委員会を設置します。
- (4) センターは、登録簿に登録した登録者に対して、その証として定められた登録事項を記載した「登録証」を交付します。

2 登録資格要件

- (1) 「こども家庭ソーシャルワーカー」資格認定試験に合格している。
- (2) 登録審査手数料を支払っている。
- (3) 以下の欠格事項に該当していない。
 - ① 精神の機能の障害によりこども家庭ソーシャルワーカーの業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない。
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。
 - ③ 社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法及びそれぞれの施行令第1条で定められた法律の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。
 - ④ 社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法のそれぞれ第32条第1項第2号または第2項※（介護福祉士について、これらの規定を社会福祉士及び介護福祉士法第42条第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない。
 - ⑤ 虚偽または不正の事実に基づいてこども家庭ソーシャルワーカーに関する登録を行ったことがある。
 - ⑥ 性犯罪歴がある。
 - ⑦ 児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう）を行ったことがある。
※第32条第1項第2号または第2項
 - ・信用失墜行為の禁止に違反した場合
 - ・秘密保持義務に違反した場合

3 登録手続き

- (1) マナブルからの登録手続きとなります。以下のとおりお手続きください。
 - ① マナブルの入力画面に必要事項を入力してください。
 - ・マイページにある「研修・試験を探す」から「登録」で検索すると、「資格登録申請」が表示されますので、必要事項の入力及び提出書類のアップロードをしてください。手続きが完了するとメールにてお知らせします。
 - ② 氏名において「旧姓」等を併記することができます。
 - ③ 欠格事項を確認し、該当しないことを申告してください。

④ 本籍を確認できる書類（※）をアップロードにてご提出ください。

※戸籍の個人事項証明書、戸籍抄本、本籍を記載した住民票のうち3か月以内に発行されたいずれかを提出してください。

「旧姓」の併記を希望される場合は、「旧姓」が併記されている3か月以内に発行された身分証明書を併せて提出してください。

外国の国籍の方は国籍等を記載した住民票、パスポートその他の身分証明書のうち3か月以内に発行されたいずれかを提出してください。

（2）センターにて申請内容を確認します。

（3）登録審査手数料をお支払いください。登録審査手数料は10,000円（税込み）です。

（4）登録証を発行します。

4 登録簿への記載項目

登録簿への記載事項は以下のとおりです。

- ① 氏名（旧姓併記可）
- ② 生年月日
- ③ 登録番号
- ④ 登録年月日
- ⑤ 本籍地都道府県または国籍
- ⑥ 試験合格年月日
- ⑦ その他当センターが必要とする事項

5 登録内容の変更及び登録証の再交付

（1）登録内容の変更手続き

- ① 登録証に記載されている「氏名」及び「本籍地都道府県（外国の国籍の方はその国籍）」の変更は、マナブルから変更手続きをし、変更内容が確認できる書類をご提出ください。
- ② 都道府県内の本籍地の変更は、登録証に記載された本籍地に変更はありませんので、「本籍地都道府県」の変更手続きは必要ありません。
- ③ 登録変更手数料は2,000円（税込み）です。銀行振込にてお支払いください。なお、登録変更手数料には登録証の再交付手数料が含まれています。

（2）登録証の再交付手続き

- ① センターにメールにてご連絡ください。
- ② 再交付手数料は1,200円（税込み）です。銀行振込にてお支払いください。

6 登録者への支援体制

登録者へはフォローアップ研修、情報提供、情報交換会等を行う予定です。

7 登録の取り消し

(1) 以下の登録取り消し理由に該当する場合は登録を取り消すことになります。

- ① 欠格事項に該当する場合
- ② 虚偽または不正の事実に基づいて登録をした場合
- ③ 死亡、失踪宣告を受けた場合
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない場合
- ⑤ 自主的に取り消しを希望する場合
- ⑥ こども家庭庁長官から登録取り消しの指示があった場合

◆欠格事項に該当した場合はセンターへ連絡してください。

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 03-6712-1313

(2) 取り消し手続き

- ① 当取り消しの理由が発生した登録者に対しては、登録委員会が必要に応じて事情を聴取して取り消しの判断をすることとします。なお、登録委員会の指示によりセンター事務局が事情聴取を行うことがあります。
- ② 登録取り消しになった場合は登録者本人に対し登録取り消しの旨及び理由を通知します。
- ③ 登録取り消しに関する事由と当該年月日を登録簿に記載します。

(3) 取り消し後の再登録

- ① 登録取り消しの理由が存在しなくなったことを文書にて提出し証明したうえで、再度登録申請を行うことができます。
- ② 再登録手続きは新規登録と同様の手続きとなり、本籍地が確認できる書類の提出及び登録審査手数料の支払いが必要です。